



2024年1月9日  
全国港湾第23発第48号  
港運同盟発24 - 第1号

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 真島勝重



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 足立賢次



## 2024年(令和6年)能登半島地震に関する申し入れ

去る2024年1月1日に発生した能登半島地震によって、日本海地域全体に及び甚大な被害を受け、現在、港湾労働者とその家族は深刻な生活と雇用への不安に直面しています。具体的には、避難所生活を送られている方々、自宅の損壊、断水などライフラインの損傷の報告を受けています。また、岸壁の陥没・隆起や荷役機器の損壊など職場も苦境のもとに置かれています。

こうした状況に際し、岸田首相の温かみに欠けるコメントに見られるように、政府の対応の遅さにいら立ちと怒りさえ覚えるものですが、港湾労働者の命と暮らしを守ることを一義とする私たち港湾労働組合は、その使命を全うしなければならないと決意しています。

以上の立場から、以下の通り申し入れますので、誠意ある対応を要請します。

### 記

#### 1. 港湾労働者の雇用の維持、就労確保対策について

- (1) 被災した港湾施設、並びに当該港運事業者に対し、港湾運送近代化基金を活用する等事業継続のための具体的支援を講ずること。
- (2) 被災地の港湾施設・港運事業の速やかな復興を果たすために、関係行政・荷主・船社に最大限の協力と具体的な措置を講ずるよう要請し、その具体化を図ること。
- (3) 当該港運事業者は、雇用調整助成金など公的助成制度も活用しながら、平均賃金全額を保障し、被災者及びその家族の生活回復(家族の介護・看護、家屋・家財の整理、復旧に要する作業・公的補助などのための諸手続き等)に必要な不就労日を被災者特別有給休日とし、その賃金を保障すること。日港協は、この港運事業者を支援する具体的諸施策を講ずること。

(4) 被災した港湾労働者の生活再建のための緊急支援策について

- ① 家屋の損壊などで、当面の住居の確保が必要な場合は、日港福が運営する港湾住宅を活用するなどの支援を講ずること。
- ② 被災した港湾労働者の生活再建(家屋再建・負傷者の治療)の一助として、特別見舞金を支給すること。

2. 救援物資等の荷役作業、並びに港湾機能の回復等に係る対策について

- (1) 海上ルート・港湾施設を利用する支援・救援物資に係る港湾作業には、当該港の港湾労働者が対応する用意があることを前提に、そのための臨時寄港は速やかに事前協議を行い、支援が滞ることのないよう措置すること。
- (2) 定期・不定期に関わらず被災港を利用していたユーザー(邦・外船、荷主)が、他港を利用する場合は、事前協議を通じて復興後に速やかに回帰すること(寄港休止とされない措置)を確認し、港運事業への影響を最小限に抑制すること。そのために、上記1-(2)項の取り組みで支援を強化すること。
- (3) 被災した防波堤・岸壁・港湾施設・荷役機器の復旧について、全額国庫負担として迅速に措置するために、関係行政に働きかけること。

3. 能登半島地震労使対策委員会を設置し、復旧・復興、生活再建に資する対策を協議し、具体化を図ること。

以上

(写) 国土交通省港湾経済課、厚生労働省建設・港湾対策室